

第35回高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録

開催日時

令和元年8月5日（月） 午前10時00分から午前10時57分まで

開催場所

高崎市役所4階 庁議室

議 事

議題 会長・副会長選出
報告 上下水道局の業務内容
その他

出席委員（16人） 敬称略

委員	飯島	明宏
委員	遠藤	文代
委員	大西	勉
委員	加藤	美智子
委員	神戸	陽子
委員	熊谷	佐知恵
委員	後藤	彰
委員	小林	優公
委員	齊藤	洋一
委員	坂井	佐智子
委員	佐藤	孝夫
委員	島田	紘子
委員	清水	明夫
委員	清水	公美
委員	萩原	孝吉
委員	松浦	政子

市側出席者（11人）

上下水道事業管理者	新井	俊光
水道局長	福島	克明
経営企画課長	清水	琢磨
料金課長	外所	康信
工務課長	田口	和彦

浄水課長	田畑 守
下水道局長	松田 隆克
総務課長	中曽根 哲哉
整備課長	佐藤 善信
維持管理課長	飯島 英樹
施設課長	大山 多賀雄

事務局（5人）

経営企画課課長補佐	小池 郁生
経営企画課主査	清水 仁子
経営企画課主査	飯島 真悟
経営企画課主査	吉田 大徹
経営企画課主任主事	清水 彰人

1 開 会

2 委嘱状交付

- 出席委員へ委嘱状交付
- 欠席委員4名については後日交付

3 あいさつ

- 新井上下水道事業管理者

4 委員及び市職員の紹介

- 出席委員を紹介
- 市職員は自己紹介

5 議 事

- 委員20名中16名の出席により、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。
- 会長・副会長の選出は、事務局で進行を行った。
- 会長・副会長の選出後、高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となり議事の進行を行った。
- 議長から会議録署名委員に萩原委員、松浦委員を指名した。

○経営企画課課長補佐

これより議事に入るわけですが、その前に、若干ご説明させていただきます。本日は、過半数の委員の方が出席されておりますので、運営審議会条例第5条第2項により、本会議が成立していることをご報告いたします。

また、運営審議会条例第5条第1項において、「会長が、会議の議長となる」とありますが、会長・副会長の選出前でございますので、事務局で進めさせていただきます。

それでは、議事として、この会の会長及び副会長の選出に入りたいと思います。

会長と副会長の選出方法につきましては、運営審議会条例第4条第1項により、会長1名及び副会長1名は、委員の皆様の互選により定めることとなっておりますが、いかがしたらよろしいか意見がありましたら、お願いいたします。

○萩原委員

本日は、初めての方が多く、いきなり会長、副会長を決めることは難しいと思います。事務局で案があればお示しいただけるとありがたいのですが。

○経営企画課課長補佐

事務局案といたしましては、会長に、関東信越税理士会高崎支部相談役の大西勉委員を、副会長には、高崎市区長会副会長の齊藤洋一委員にお願いしたいと考えております。

委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員

異議なし

○経営企画課課長補佐

ありがとうございます。

同意をいただきましたので、本運営審議会の会長は大西委員に、副会長は齊藤委員にお願いすることとさせていただきます。

それでは、会長・副会長は、会長席・副会長席にお移りください。

それでは、大西会長から会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。

大西会長、よろしく願いいたします。

<会長あいさつ>

ありがとうございました。続きまして、齊藤副会長から副会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。

齊藤副会長、よろしく願いいたします。

<副会長あいさつ>

ありがとうございました。

それでは、ただいまから次第6「報告」に移らせていただきます。

審議会条例第5条第1項の規定により、会長が議長となつていただくことになっておりますので、大西会長に進行をお願いいたします。

○会長

それでは、進行を務めさせていただきます。円滑な審議会運営が出来ますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、会議録に署名していただく委員を指名いたします。会議録署名委員の人選につきましては、1回の会議において2名ずつ、順次交代という方式をお願いいたします。

本日の会議録署名委員につきましては、萩原孝吉委員、松浦政子委員を指名いたします。両委員の方には、当審議会の会議録が完成しましたら、ご署名をいただきたいと思っております。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の報告に入ります。

報告（1）「水道局及び下水道局の業務内容」について、水道局、下水道局の順に説明願います。

○経営企画課長

経営企画課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、水道局・下水道局における人事・給与などの事務、水道事業につきましての調査・認可申請、予算の編成、工事等の入札の執行、上下水道事業につきましての決算の調製、現金・資産等の管理、資金運用や出納の事務、そのほか指定給水装置工事事業者の指定や本審議会や簡易水道事業運営審議会に関することなどでございます。

この他、広報も行っておりまして、参考資料として配付させていただきました広報誌「水のめぐみ」の発行をしております。こちらは、年2回、広報高崎と併せて全戸配布しております。また、毎年6月1日～7日に全国的に実施されております「水道週間」の時期に合わせまして、関連イベントなどを行い、市民の皆様へ水道についてより親しんでいただけるよう努めております。

また、本市では水道用水の3割弱を烏川から取水していますが、安定した水の確保のため、上流の倉渚地域にあります水源かん養林の整備なども行っております。

昨年暮れに、水道法が改正されまして、指定給水装置工事事業者の指定におきまして、この指定に5年という有効期間が設けられました。そのため、今後は5年ごとに事業者の皆さんには指定の更新の申請をしていただくこととなります。実際には、経過措置が設けられており、来年度からということになりますが、現在、条例改正等の準備を進めているところでございます。

水道の目指すべき将来像を設定し、実現するための方策を示す『高崎市水道ビジョン』を策定しております。今般の水道法の一部改正や中長期的な経営の基本計画となります「経営戦略」を包括した水道ビジョンとなるよう、来年度中に改訂する予定であります。素案ができましたら本審議会へ諮らせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上、経営企画課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○料金課長

料金課の業務でございますが、資料に記載のとおり、大きく分けると水道料金及び下水道使用料に関連する業務と給水装置全般に関する2つの業務を担当しております。

まず初めに水道料金・下水道使用料の調定及び請求収納業務でございますが、検針員による水道メータの計量から始まり、調定と言われる料金の確定、納付書の発送、納付確認、そして、未納の方に対しての督促、催告、停水予告、停水執行までの一連の収納対策を行い収納率の向上に努めています。

なお、本年10月1日より消費税が10%に改定されますが、水道料金、下水道使用料につきましては、2ヶ月ごとに検針を行い調定しておりますので、本年12月検針分から適用となります。

2点目といたしましては、給水装置全般に関する業務でございます。

具体的には、個人住宅やマンションなどの共同住宅、商業施設、工場などの新設や改造に伴う給水工事の事前協議、審査及び施工現場の検査を実施しております。

また、水道メータでございますが、計量法の規定により正確な使用水量を計量するため8年ごとに交換業務を行っております。

これらは、市民の皆様が安心して水を飲んでいただくための環境を提供するための業務でございます。

以上、簡単ではございますが料金課の業務概要につきまして、説明を終わらせていただきます。

○工務課長

工務課の主な業務でございますが、資料に記載がありますとおり、水道施設の設計及び施工に関すること。給配水管の新設及び改良工事や維持管理業務、消火栓の新設及び修繕工事に関すること。漏水防止に関することを行っております。

令和元年度の主な施策・事業でございますが、管網整備事業、配水設備整備拡張事業、給配水管の維持管理業務を行うものでございます。また、水道管路の耐震化につきましても、耐震管へ布設及び布設替を進めているところでございます。

最初に管網整備事業でございますが、水道水の安全と安定給水を図るため、石綿セメント管を含む老朽管の更新を行い、漏水や破損及び濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として、実施する事業でございます。

次に配水設備整備拡張事業でございますが、地元陳情を含め、水道水の安定的な給水確保と、災害時等の弾力的な水運用を図ることを目的といたしまして、必要に応じ配水管を布設し、整備を行う事業でございます。

次に給・配水管の維持管理でございます。まず、漏水対策でございますが、漏水の早期発見と有収率の向上を図ることを目的といたしまして、上水道区域をブロック分けし、漏水調査を実施するものでございます。

次に漏水等修繕対応でございますが、市民等からの通報に対しまして、迅速に現場調査を行い、漏水等修繕を実施いたします。

また、他の道路占用者や道路管理者からの依頼による、給・配水管の改造工事、消防局管理の消火栓等修繕依頼工事、土木工事等による水道管破損修繕工事につきましても、併せて迅速に対応しております。

以上、工務課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○浄水課長

浄水課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、浄水場の運転管理業務、水道水などの水質検査業務及び水道施設の設計施工・維持管理業務を担当しております。

運転管理業務につきましては、若田浄水場を含め市内25ヶ所の浄水場が24時間365日稼働しており、川の水や、湧き水、地下水などを取水して浄水処理を行い、浄水場から水道水を送水しております。

水質検査業務につきましては、水質検査計画に基づいて市内の各浄水場から供給している水道水の検査を実施しており、国が定める51項目の水質基準に適合した安全で良質な水であることを厳しくチェックしております。また併せて、水源の汚染を監視する目的で原水の水質検査も行っております。

水道施設の設計施工・維持管理業務につきましては、地震や台風などの自然災害や渇水対策など多角的な視点で検討し、災害に強い水道施設を整備するとともに、老朽化した設備や施設の更新や修繕工事を行っております。

また、資料には記載しておりませんが、若田浄水場内には水道記念館がございまして、市内の小学生の社会科見学や水道関係機関の視察など、本市の水道の歴史や、水道のしくみについて紹介しており、年間を通じて多くの方々にご来場いただいております。

今後も安全で良質な水道水の安定供給が行なえるような施設管理に努めてまいります。

以上、浄水課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○総務課長

下水道局総務課の主な業務でございますが、資料に記載のとおり、公共下水道事業に関する長期的な全体計画や、中期的な事業計画、財政計画を策定しています。また、今後1年間の事業を行うための計画として予算を編成しています。この予算

に基づいて行われる工事等の入札執行や契約に関する事務、これらの工事等の財源となる国庫補助金や企業債の申請業務を行っています。また、ご家庭の排水設備工事を行うことができる下水道排水設備指定工事店の指定に関する業務を行っています。

このうち、指定工事店ですが、排水設備の工事を行う際には、一定水準以上の知識と技術を持ち、上下水道事業管理者の指定を受けた指定工事店でなければ工事ができません。皆様のご家庭や事業所で排水設備の工事を行うときは、指定工事店に依頼していただきますようお願いいたします。

また、市民の皆様にご直接かかわる業務としまして、下水道が整備されたことによって恩恵を受ける方に建設費の一部を負担していただく制度として、分担金及び受益者負担金に関する業務を行っています。

このほか、県内31の自治体等で構成されている群馬県下水道協会の協会長都市として事務局業務を行っています。この協会は、各市町村の指定工事店への専属が義務付けられている責任技術者の資格認定試験や更新講習の実施、4,400人余りの資格者の資格管理などの業務を行っています。

以上、下水道局総務課の業務の説明とさせていただきます。

○整備課長

整備課の主な業務内容について説明させていただきます。整備課では資料にも記載がありますとおり、公共下水道事業の汚水管きょ整備、及び市街化区域において道路側溝等から集められた雨水を排水するための雨水幹線の整備を行っております。

汚水管きょ整備としましては、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川等の公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業計画区域内の下水道未整備地域を計画的に下水道管の整備を行っております。また、下水道の整備が完了し、共用開始となった地域の下水道未接続家屋へ訪問し、水洗化の向上を図るための普及促進活動も行っております。

雨水幹線整備としましては、都市化の進展に伴い、雨水が地下に浸透しにくくなったことにより流出量が増大し、集中豪雨における家屋の浸水や道路冠水などの都市型浸水被害が多く発生していることから、市民の生命と財産を守るため、計画的に雨水幹線の整備を行い、浸水被害の解消、軽減を図っております。

今年度の主要事業としましては、汚水管きょ工事は、約14,300m、57ヘクタールの整備を予定しております。また、雨水幹線工事につきましては、約335mの整備を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上、整備課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○維持管理課長

維持管理課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、公共下水道の維持管理に関することと排水設備に関する業務でございます。

公共下水道の維持管理に関しましては、下水道管路やマンホールが不具合なく安心して使用できるよう継続的に点検し、必要な修繕や清掃を行います。また、管路の保護並びに河川等の水質保全と健全な下水処理のために、事業場排水の水質監視と指導を行います。

次に、排水設備に関する業務です。排水設備とは家庭のトイレや洗面所、風呂や台所などから排水される水を流す管や枳等です。その排水設備が正しく下水道本管に接続されるか、その構造が法令の基準に適合するか、指定工事店から申請される申請書を審査し、工事終了後には現地での確認と完了検査を行います。

今年度の主要事業としましては、下水道管路施設長寿命化対策の実施でございます。歴史の古い高崎市の公共下水道管渠の中には、布設後50年以上を経過したコンクリート管が高崎駅周辺の中心市街地にありますので、老朽化での破損による、道路陥没や下水道管閉塞等の事故を未然に防止するため、下水道管の内側を新たな管で補強する更生工事を計画的に進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

以上、維持管理課の業務につきまして説明を終わらせていただきます。

○施設課長

施設課の主な業務でございますが、資料にも記載がありますとおり、阿久津水処理センター、城南水処理センター、及び榛名湖水質管理センターの3箇所の下水処理場と市内97箇所のポンプ場を運転・管理し、下水を処理し、河川など公共用水域の水質保全を図る業務を行っております。

また、各下水処理場の運転・管理の一環として、水質汚濁防止法及び下水道法に基づき、排水基準42項目と処理施設の維持管理に必要な水質検査を通年において実施しております。

その他、汚水処理施設が安定して稼働できるように、施設の新設や改良、更新工事などの建設改良事業を、多額の費用が必要となることから、国の補助を受けながら計画的に進めております。

今年度の主要事業といたしましては、阿久津水処理センターでは、老朽化した受変電設備、制御設備、計装設備等の電気設備を更新する工事を昨年度から継続して実施しております。

また、城南水処理センター及び榛名湖水質管理センターにおいても、老朽化した返送汚泥ポンプ等の設備の更新工事を実施します。

以上、施設課の業務につきまして、説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

上下水道局の業務内容の説明が終わりました。何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

ございませんでしょうか。

意見がないようですので、次の報告（２）「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

○経営企画課課長補佐

報告事項の「その他」として、本会議を開催するにあたり、事前に委員の皆様からお受けしましたご質問につきまして、回答をさせていただきます。今回は、加藤委員より「下水道工事後の舗装面の復旧について」、小林委員より「水道管の老朽化に対する対策及び耐震性への計画と進捗状況について」のご質問をいただきました。

加藤委員のご質問に対する回答を整備課長、小林委員からのご質問に対する回答を工務課長より説明させていただきます。

○整備課長

整備課長の佐藤でございます。

加藤委員から「下水道工事後の跡、舗装面が凸凹で見苦しいが、全体を滑らかに復元することは、予算面で難しいか。」というご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

下水道を道路内に布設する工事を行う場合、布設後に仮の舗装を行った後、県道については約半年から一年の経過、市道については概ね二年の経過を目途に、本復旧の舗装工事をさせていただきます。

仮復旧の状況や、通行への影響がさほどない現場につきましてはもう少し時間を頂いている場合もございますが、順次、本復旧の舗装工事を行なってまいりますのでよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

加藤委員、いかがでございましょうか。

○加藤委員

市道の場合、道幅が大変狭いですよね。それで本復旧は２年くらいかかるということですよね。

子どもが歩いていて、車が通行するときに凸凹があると危険なときがありまして、速やかに本復旧をしていただけるとありがたいなと思ひまして質問させていただきました。

○整備課長

なぜ、本復旧までに２年おくか、半年おくかということですが、どうしても深く掘りますので、きれいに舗装してもやはり沈下が１年から２年でございます。その

様子をみながら本復旧をさせていただいて、掘った部分より30から40センチメートルの影響部分を見た形で舗装のやり直しをさせていただいております。安全上問題があるような沈下をしている場合につきましては、期間をおかずに先に仮舗装をするのですとか、対処をして参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○加藤委員

はい。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、小林委員さんからの質問について事務局より説明をお願いいたします。

○工務課長

工務課長の田口でございます。

小林委員から「上水道管の老朽化に対する対策はどのようになっているか。耐震性への計画と進捗状況について」という質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。

上水道管につきましては、古い水道管から、順次布設替を行っております。ちなみに過去5年間の実績ですが、毎年10kmから11kmを更新しております。

また、耐震化への対応でございますが、平成24年度からは水道管路耐震化指針に基づき、全て耐震管による布設及び布設替をおこなっております。

耐震化の進捗状況につきましては、平成31年3月末時点基幹管路の耐震適合率は、46.5パーセントとなっております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

小林委員さん、いかがですか。

○小林委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

お二人の委員から事前に質問があったわけですが、それ以外でも何かご意見、ご質問はございませんか。

○飯島委員

今日、配布された資料の中で細かいことなんですが、2点お伺いしたいことがございます。

1点目は、事業年報の78ページに水質検査の結果一覧がございまして、高浜浄水場の原水（高浜3）の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度が14.9となっております。地下水の環境基準を超過しているレベルだと思っております。

もちろん浄水の方は4.2なので水質基準を満たしているのですが、環境基準を超過しているような原水でも水道水の原水として適切と判断できるのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

もう一点は、「水のめぐみ」の50号ですが、下水道の整備状況が掲載されておまして、普及率は73.57パーセントとなっております。下水道に接続できる方が増えてきているというのがわかるのですが、実際の接続率がどれくらいなのか、接続しないと意味がないのでそのデータが知りたくて質問させていただきます。

○会長

ありがとうございます。飯島委員さんからの質問に回答をお願いします。

○浄水課長

高浜浄水場の原水の水質基準のご質問ですが、水道法に基づきますと原水には基準がございません。浄水で基準をクリアしていれば大丈夫ですので、原水については、監視をしているという意味で測定させていただいております。

○飯島委員

数値が高い原因というのは、この地域は例えば農業とか酪農が盛んで、群馬県内はどこでも地下水の汚染が問題となっているところが多いですが、数値が下がってきているとか上がってきているとか、そういったトレンドは把握されているのでしょうか。

○浄水課長

原水については、毎年1回測定をしておまして、トレンドについても承知しております。硝酸態窒素については、堆肥等が原因で数値が高くなるということが懸念されますので、監視をしている状況でございます。

○飯島委員

ありがとうございます。

○会長

飯島委員、よろしいですか。

続きまして、下水道の普及率と接続率について、回答をお願いします。

○整備課長

「水のめぐみ」の該当ページをご覧くださいますと、普及率の下に水洗化率の記

載がございまして、この水洗化率94.80パーセントが実際に下水道に接続している人の率でございます。

○飯島委員

水洗化率が接続率ということですね。

○整備課長

はい。下水道の供用開始をしている地域のなかで、接続している人が94.80パーセントということになります。

○飯島委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

そうしますと、普及率に水洗化率をかけたものが実際に下水道を利用している人口の割合ということよろしいですか。これが260,401人ということですね。

○整備課長

そのとおりでございます。

○会長

ありがとうございます。
他にご質問等はございますか。

○萩原委員

昨今、水道法の改正がございまして、前回の審議会でも説明していただいておりますけども、今回、初めての方も多いので、水道法の改正について概略的に説明いただきたく、また、高崎市の対応についてもですね、ご説明いただければと思います。

○経営企画課長

はい。水道法の一部改正ですが、大きく5つのポイントがございました。

1点目は、国、都道府県、市町村などの責務を明確にするという改正がございまして、都道府県は広域的な連携を推進するよう努めること、水道事業者又は水道用水供給事業者は、その事業の基盤の強化に努めることが規定されています。

2点目は、広域連携の推進になります。管理者の挨拶にもございましたが、老朽化した施設を更新していかなければならないということで、給水人口の変動なども見据えながら、どのように更新していくかなど課題がございまして。そのなかで安全な水を安定的に供給していくためには、特に小規模な水道事業者につきましては、

広域連携の検討も必要となります。こういった連携を推進するため、都道府県につきましては、水道基盤強化計画を定めることができると法律上明記されました。

3点目は、適切な資産管理の推進でございます。浄水場の施設や管路などを適切に管理するために水道施設台帳を作成し、計画的な更新に努めるものでございます。これは、単純に古いものから更新というものではなく、修繕履歴や土壌の状態などによっても管路の劣化状況が違うということもございますので、同じ材料の管でも漏水や修繕を繰り返しているようなところは早めに更新をする、また、少し古くても安定的に維持管理ができているものについては、更新を少し延長するなど、このような対応を可能にするために台帳を作成しなさいということが法律上規定されています。

4点目は、官民連携の推進でございます。これは、少し新聞も賑わせましたが、水道施設の運営権を設定して、民間事業者に運営・管理を任せるという仕組みが設けられました。現在、水道事業で官民連携を行っているところはございませんが、他の事業では、例えば空港などでこういったものを採用しているところもございません。高崎市につきましては、経営状況からしましても、当面、官民連携を採用して水道事業を運営していくというような状況にはありません。今後、他の事業者の動向なども見ながら、高崎市にとってどのように対応していくのが適切なのか見極めていきたいと考えております。

最後は、経営企画課の業務説明のなかでも触れましたが、指定給水装置工事事業者制度の改善でございます。今まで工事事業者を一度指定しますと更新ということではなかったのですが、今回の改正で指定をしてから5年間で更新をするという制度ができました。これについては、手数料の関係もございますので、給水条例の改正の準備をしているところでございます。また、工事事業者の皆様に混乱がないように十分に周知させていただきたいと考えております。

以上、5点が今回の水道法改正の大きな内容でございます。

○萩原委員

ありがとうございました。

○会長

他にご質問等はございますか。

ないようですので、次第の7「その他」について、事務局から何かありますでしょうか。

○経営企画課課長補佐

事務局より、お願いとご連絡がございます。

まず、マイナンバーの提供に関するお願いです。今回は、新たに委員になられた方のうち、委員報酬のお支払いが発生する方に対してのみ、資料をお配りしております。A4の紙で「社会保障・税番号制度の導入に伴うマイナンバーの提供につい

て(お願い)、「マイナンバー提供届」、そして「郵送用の封筒」をお配りしてありますので、ご覧ください。

マイナンバー制度の開始に伴い、上下水道局から税務署等へ提出する法定調書に、委員の皆様のマイナンバーを記載する必要があるため、マイナンバーの提供をお願いするものです。マイナンバー提供届にご自身のマイナンバーをご記入の上、ご郵送くださいますようお願いいたします。その際、「マイナンバー通知カード等、マイナンバー自体を確認するための書類の写し」と「運転免許証等、本人確認書類の写し」をそれぞれ同封していただきますよう、お願いいたします。

ご提供いただいたマイナンバーは、法令に基づき、法定調書の作成事務にのみ使用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、今年度の運営審議会の開催予定についてご連絡させていただきます。次回は、来年2月頃の開催を予定しております。

開催に当たりましては、委員の皆様には通知等でご案内させていただきますので、出席の程、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

ただいま、事務局からご報告がありました。この件につきまして、委員の皆様、何かご質問がありますでしょうか。

なければ、本日の会議は終了とさせていただきます。円滑な審議運営にご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。

高崎市水道事業及び公共下水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

会 長

委 員

委 員